



ぶなの森 ニュース 2018年6月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★環境の日、環境月間（環境省より）

1972年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、毎年6月5日は環境の日と定められています。国連では、日本の提案を受けて、6月5日を「世界環境デー」とし、日本では「環境基本法」で「環境の日」を定めています。また日本では、環境庁（現：環境省）が平成3年度から6月の一ヶ月間を「環境月間」（昭和48年度～平成2年度までは、6月5日を初日とする「環境週間」）としており、全国各地で、環境に関する様々な行事が行われます。環境省は、6月2日、3日に東京都立代々木公園で「エコライフ・フェア2018」を開催します。世界各国でも「環境の日」に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われています。

出典：環境省 「環境の日及び環境月間」

<https://www.env.go.jp/guide/envdm/index.html>（アクセス日：2018年5月18日）

★カリフォルニア州が新築住宅に対する太陽光発電パネル設置を義務付け

（アメリカ カリフォルニア州のエネルギー委員会より）

アメリカのカリフォルニア州のエネルギー委員会（California Energy Commission）は、5月9日、新築住宅に太陽光発電パネルの設置を義務付ける建築基準を採択しました。2020年から設置が義務化される予定です。この取組みによる温室効果ガス排出量の削減効果は、ガソリンなどの化石燃料を燃料とする自動車を11万5,000台削減することに相当する、と同委員会は発表しています。

出典：California Energy Commission 「Energy Commission Adopts Standards Requiring Solar Systems for New Homes, First in Nation」

http://www.energy.ca.gov/releases/2018_releases/2018-05-09_building_standards_adopted_nr.html

（アクセス日：2018年5月18日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



まちなかの暑さ対策ガイドライン

ガイドライン作成・改訂の背景

気候変動やヒートアイランド現象の影響により、夏の暑さは厳しさを増しています。平成22年以降、6～9月の熱中症による救急搬送者数は毎年4万人を超え、多い年では5万8千人に達するなど、人々の生活に影響を及ぼしています。

この影響を軽減する暑さ対策のなかでも、暑さがより厳しいまちなかでの暑さ対策が重要です。そのため、環境省は、まちなかの暑さ対策を推進することを目的として、「まちなかの暑さ対策ガイドライン」を公表しました。今般、環境省で実施した暑さ対策の効果検証結果の反映や技術情報の更新などを行い、平成29年度版として改訂が行われました。

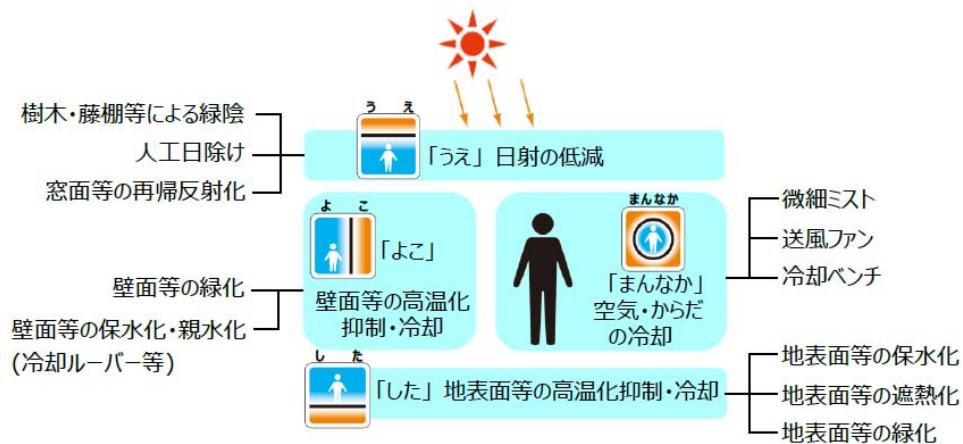
ガイドラインの構成

ガイドラインは、3部構成となっています。第1部は「基礎編」として一般の方を対象に暑さ対策に関する基本的な内容を分かりやすく説明し、第2部は「対策編」として暑さ対策技術の種類や効果、導入の際の留意事項などを整理しています。第3部は「技術情報編」として暑さ対策に取り組む実務者向けの技術的な情報等を掲載しています。

暑さ対策のポイント

暑さ対策は、「うえ」日射の低減、「した」地表面等の高温化抑制・冷却、「よこ」壁面等の高温化抑制・冷却、「まんなか」空気・からだの冷却、の4つに分類できます。

「うえ」の対策としては、樹木等による緑陰や日除けによる日射の低減です。「した」と「よこ」の対策としては、水や緑による地表面や壁面等の高温化抑制や冷却です。「まんなか」の対策としては、人のまわりの空気を冷却する、風を起こして人に当てる、人が冷たいものに直接接触することなどにより、からだに熱が溜まるのを防ぎ、体を冷却することです。このような対策をそれぞれ組み合わせることで、より効果的な暑さ対策となります。



出典：環境省「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版 平成30年3月」
http://www.wbgt.env.go.jp/pdf/city_gline/city_guideline_full.pdf
(アクセス日:2018年05月23日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



食品ロス削減の取組み

平成27年度の食品廃棄物及び食品ロス量

環境省の発表によると、平成27年度の食品廃棄物は約2,842万トン、そのうち本来食べられるにも関わらず捨てられた食品ロスは約646万トン(共に推計値)でした。いずれも前年度(食品廃棄物：約2,775万トン、食品ロス：約621万トン)よりも増加しています。

また、約646万トンのうち約357万トンが規格外品や売れ残りで、事業者から排出されています。残りの約289万トンは食べ残し等で、一般の家庭から排出されています。

消費者への啓発活動の取組み

食品ロスを削減するためには、国や事業者による取組みを進めると同時に、消費者自身が食品ロスを削減することが重要です。

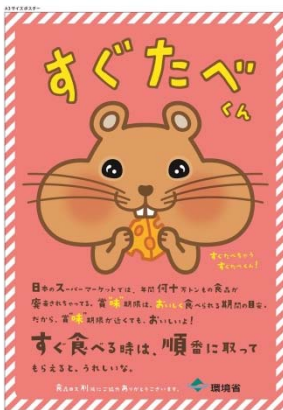
環境省及び農林水産省では、食品ロス削減の取組みの一環として、事業者や地方自治体が利用可能な啓発資材を作成・公表しています。環境省では、消費期限や賞味期限が近い商品から購入するという消費行動を促すことを目的として、「すぐたべくん」が作成されました。これらの資材は小売店等がダウンロードして使用することができます。

これらのポスター等を店頭に掲示する実証実験では、消費者にメッセージを共感いただいたことや食品ロスに対する職員の意識向上が図られたこと等から、実験店舗における廃棄率や値引き率等が改善したことが確認されています。

今後こういった啓発資材が店舗に普及していくことで、消費者の意識が促され、食品ロスの削減につながることを期待されます。

＜環境省 すぐたべくんポスター＞

＜農林水産省ポスター＞



- 出典：環境省 我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの量の推計値（平成27年度）等の公表について <https://www.env.go.jp/press/105387.html>（アクセス日:2018年5月15日）
 環境省 我が国の食品ロス・食品廃棄物等の利用状況等（平成26年度推計）の公表について <https://www.env.go.jp/press/103939.html>（アクセス日:2018年5月15日）
 農林水産省 食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材 http://www.maff.go.jp/i/shokusan/recycle/syoku_loss/keihatsu.html（アクセス日:2018年5月15日）
 環境省 食品廃棄物等の利用状況等（平成27年度推計）＜概念図＞ https://www.env.go.jp/recycle/H27_flow.pdf（アクセス日:2018年5月15日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPO リスクアマネジメント作成)

タラノア対話

タラノアとは、COP23（気候変動枠組条約第23回締約国会議）の議長国であるフィジーの言葉で、「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」を意味します。タラノア対話を通じて、パリ協定で設定された2℃目標の実現に向けて、世界全体の温室効果ガス排出量の削減に関する取組状況を確認し、取組意欲の向上を目指します。タラノア対話は、2018年1月から12月までの1年間を通じて実施され、その期間は準備フェーズと政治フェーズに分けられます。準備期間はあらゆる主体から情報を集めるフェーズであり、政治フェーズは情報フェーズで集めた情報をもとに、12月に開催されるCOP24において各国が協議するフェーズです。

日本では、環境省が「日本版タラノア対話プラットフォーム」を立ち上げ、温室効果ガス排出量の削減に関する取組情報を収集し、国内外に情報発信する予定です。

国際サンゴ礁年2018

サンゴ礁生態系保全の国際協力の枠組みである国際サンゴ礁イニシアチブ（ICRI）が、2018年を3回目の「国際サンゴ礁年」に指定すると宣言をしました。同宣言に基づき、サンゴ礁生態系の価値やそれを取り巻く脅威について普及啓発し、一人一人の行動を促すための世界規模のキャンペーンが「国際サンゴ礁年2018」です。各国において、政府・民間・学術団体・市民社会のパートナーシップの向上、効果的な管理戦略の実施、持続可能な管理に関する情報共有等を推進することが奨励されます。国内でも、「つながる、広がる、支えあう」をキャッチフレーズに、幅広く多様な主体の取組と連携し、国際サンゴ礁年2018が展開される予定です。

世界農業遺産

世界農業遺産とは、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度です。認定された地域は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となっています。日本では、「トキと共生する佐渡の里山」や「能登の里山里海」などが認定されています。

ぶなの森ニュース

2018年6月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 0120-69-5432

(クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。